

令和 4 年

市議会 9 月定例会議案

知立市

令和 4 年市議会 9 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
財 務	報告第 7 号	令和 3 年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について
経 済	報告第 8 号	令和 3 年度知立まちづくり株式会社決算について
協 働	議案第 5 7 号	知立市人権尊重のまち宣言の制定について
総 務	議案第 5 8 号	知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
土 木	議案第 5 9 号	知立市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
下 水	議案第 6 0 号	知立市下水道条例の一部を改正する条例
	議案第 6 1 号	令和 4 年度知立市一般会計補正予算（第 7 号）
国 保	議案第 6 2 号	令和 4 年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
長 寿	議案第 6 3 号	令和 4 年度知立市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
国 保	議案第 6 4 号	令和 4 年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
下 水	議案第 6 5 号	令和 4 年度知立市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
	認定第 1 号	令和 3 年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について
国 保	認定第 2 号	令和 3 年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
財 務	認定第 3 号	令和 3 年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
長 寿	認定第 4 号	令和 3 年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
国 保	認定第 5 号	令和 3 年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
水 道	認定第 6 号	令和 3 年度知立市水道事業会計決算認定について
下 水	認定第 7 号	令和 3 年度知立市下水道事業会計決算認定について

報告第7号

令和3年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する公営企業の資金不足比率を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

知立市長 林 郁 夫

1 健全化判断比率

（単位：％）

比率名	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	－	12.81
連結実質赤字比率	－	17.81
実質公債費比率	1.9	25.0
将来負担比率	－	350.0

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」を記載する。

2 公営企業の資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	20.0
下水道事業会計	－	20.0

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「－」を記載する。

報告第 8 号

令和 3 年度知立まちづくり株式会社決算について

知立まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に準じ、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

知立市長 林 郁 夫

議案第 57 号

知立市人権尊重のまち宣言の制定について

「第 6 次知立市総合計画」の基本理念のひとつである「互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり」を進めるにあたり、市民一人ひとりの人権意識をより一層高めるための方策が必要であると考え、下記のとおり知立市人権尊重のまち宣言を制定するため、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 7 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

知立市人権尊重のまち宣言

私たちは、日本国憲法及び世界人権宣言の基本理念に基づき、基本的人権が尊重され、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等です。

しかしながら、今もなお、部落差別や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、感染病患者などの人権課題に加え、性的指向、性自認への差別や偏見、インターネットにおける人権侵害、個人情報等にかかわるプライバシーの侵害などの課題が存在しています。

私たち一人ひとりが、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地（家柄）、障がい、疾病、考え方などの違い、その他の事由により差別されることなく、お互いを尊重し、人権にかかわる幅広い問題について理解を深める努力をし続けなければなりません。

私たちは、すべての市民の人権が保障される誰もが暮らしやすい地域社会を築いていくため、ここに「人権尊重のまち」を宣言します。

提案理由

この案を提出するのは、知立市人権尊重のまち宣言を制定するため必要があるか

らである。

議案第 58 号

知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

知立市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年知立市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「、2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第2号中「以下この条及び次条において」を「以下」に、「において当該非常勤職員が」を「において、当該非常勤職員が」に改め、同条第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「とき」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、イをウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号イの前に次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員

が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準とし

て条例で定める期間は、５７日間とする。

附 則

この条例は、令和４年１０月１日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第 59 号

知立市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

知立市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成
25 年知立市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」
を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した
役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

第 3 条見出し中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加え、同条
第 1 項中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を
加え、同条第 7 項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同
項を同条第 9 項とし、同条第 6 項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路
等」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条第 5 項中「歩道等」の次に「又は自転車
歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項中「又は」を「若
しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者
専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次
に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項の
次に次の 2 項を加える。

4 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、知立市道路構造の技術的基準を定める条
例第 40 条第 1 項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5 歩行者専用道路の有効幅員は、知立市道路構造の技術的基準を定める条例第 4

1 条第 1 項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第 4 条第 5 項第 4 号中「路面」を「踏面」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項で定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な案内標識に関する基準については、規則で定める。

第 7 条中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 6 0 号

知立市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市下水道条例の一部を改正する条例

知立市下水道条例（平成 5 年知立市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。
別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 1 6 条関係）

公共下水道使用料

種別	区分		使用料（1 月につき）
一般汚水	基本使用料		7 5 0 円
	従量使用料 1 立方メートルにつき	1 0 立方メートルまで	3 0 円
		1 0 立方メートルを超え 2 0 立方メートルまで	1 1 0 円
		2 0 立方メートルを超え 3 0 立方メートルまで	1 2 5 円
		3 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートルまで	1 4 5 円
		5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまで	1 6 0 円

		1 0 0 立方メートルを超え 5 0 0 立方メートルまで	1 7 5 円
		5 0 0 立方メートルを超え るもの	2 1 0 円
公衆浴場汚水	一般汚水使用料で算定した額の 2 分の 1		
臨時汚水	1 立方メートルにつき		2 3 0 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している下水道の使用で、施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、下水道使用料の額を改定するため必要があるからである。